

# 区営住宅入居者募集のご案内

区営住宅は、住宅に困っている収入の少ない世帯に対して、低額な使用料で賃貸する目的で設置されています。

今回の募集は、既存区営住宅のあき家の入居者を募集するものです。この案内をよくお読みになり、お申込みください。

## 【募集住宅】

| 部屋タイプ  | A     | B        | C     |
|--------|-------|----------|-------|
| 専用面積   | 40㎡未満 | 40～55㎡未満 | 55㎡以上 |
| 入居可能人数 | 1人～2人 | 2人以上     | 3人以上  |
| 募集戸数   | 20戸   | 4戸       | 12戸   |

◆ 各住宅の詳細は、16～17ページを参照してください。

### ●申込書配布期間

平成29年10月2日(月)～12日(木)

### ●申込み締め切り日

平成29年10月16日(月) までに、郵送で目黒郵便局に届いたものに限り受け付けます。

### ●抽せん日 平成29年11月27日(月)

### ●抽せん会場 目黒区総合庁舎 1階 E会議室

### ●時 間 午後1：30～3：00頃

○抽せん番号は平成29年11月17日発送予定

○抽せん結果は平成29年11月30日発送予定

○抽せんは公開で行います。抽せん会への立ち会いは当落には関係いたしません。

問い合わせ先 目黒区「公営住宅の窓口」 指定管理者 株式会社東急コミュニティー  
〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 別館6階  
電話 03(3715)1871 (平日8:30～17:00 土日祝休)

# 目次

|                             |                              |
|-----------------------------|------------------------------|
| <b>1 申込みについて</b> …………… 2ページ | 3 家族全員の所得の合計は                |
| 1 申込み方法…………… 2              | いくらですか…………… 8ページ             |
| 2 注意事項…………… 3               | 4 所得基準表…………… 8               |
| 3 こんなときは…………… 3             | 5-1 年金を受けている方…………… 9         |
| <b>2 申込みから入居までの流れ</b> 4     | 5-2 給与と所得の方…………… 10～11       |
| 1 申込みから抽せんまで…………… 4         | 5-3 事業等所得の方…………… 12          |
| 2 資格審査から入居まで…………… 4         | 6 特別控除について…………… 13           |
| <b>3 入居資格</b> …………… 5       | <b>5 抽せん方法と</b>              |
| 1 目黒区内に1年以上                 | <b>優遇抽せんについて</b> …………… 14    |
| 居住していること…………… 5             | 1 抽せん方法について…………… 14          |
| 2 世帯の所得金額が                  | 2 補欠者について…………… 14            |
| 所得基準内であること…………… 5           | 3 優遇抽せんについて…………… 14～15       |
| 3 住宅に困っていること…………… 5         | <b>6 募集住宅一覧表</b> …………… 16    |
| 4-1 家族で申込みときの資格…………… 5      | 1 部屋タイプの基準…………… 16           |
| 4-2 単身者が申込みときの資格…………… 6     | 2 区営住宅一覧…………… 16～17          |
| 5 申込者(同居予定者含む)が             | <b>7 申込書の書き方</b> …………… 18～19 |
| 暴力団員でないこと…………… 6            | <b>8 入居後のご注意</b> …………… 20    |
| <b>4 所得金額の計算方法</b> …………… 7  |                              |
| 1 まず所得の種類を確かめましょう…………… 7    |                              |
| 2 家族数は何人ですか…………… 7          |                              |

## 1 申込みについて

### 1 申込み方法

- ① 申込書に必要事項を記入してください。(申込書の書き方 18～19ページをご覧ください。)
- ② 申込書の郵便はがきに**62円切手を2か所**にはってください。  
※切手のはっていないもの、金額が不足しているものは抽せん番号・抽せん結果の通知はできません。
- ③ 申込用封筒に申込書を入れ、**82円切手**をはり、**必ず郵送**してください。  
※窓口での受付はいたしません。
- ④ 提出書類は一切お返しできませんのでご了承ください。  
★申込書で取得した個人情報、募集業務以外には使用いたしません。

## 2 注意事項

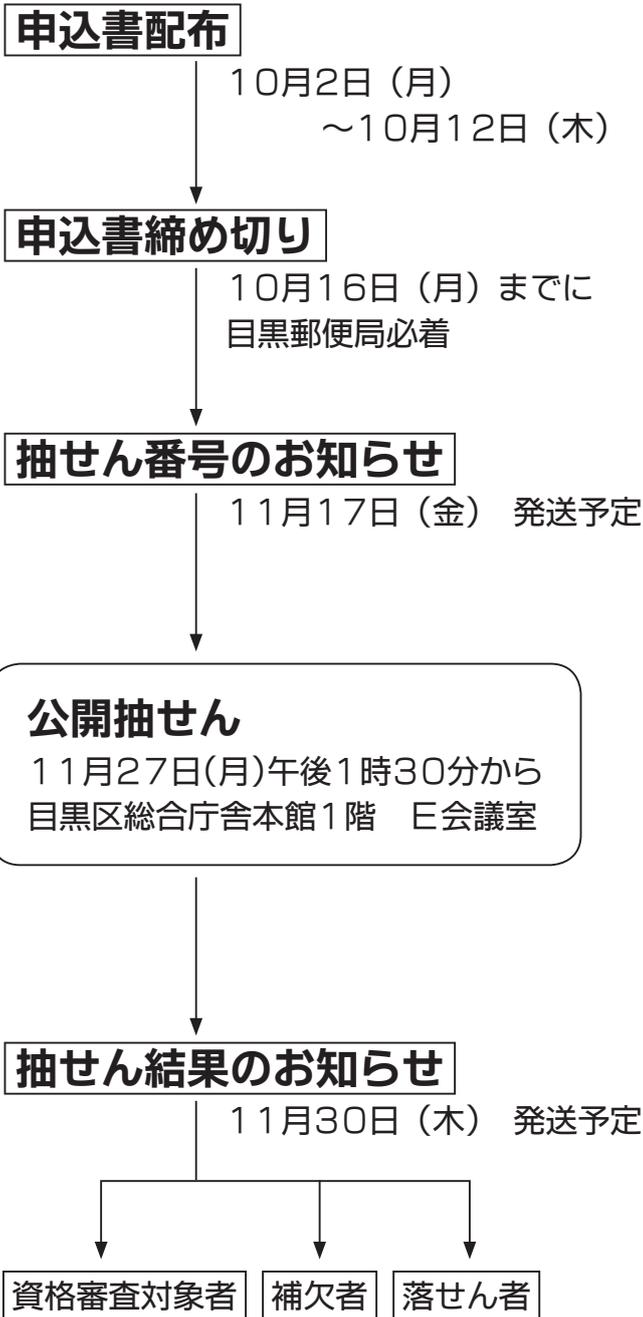
- ① 申込書に不備があるときは無効になります。
- ② 申込みは、**1世帯につき1通**です。1世帯で重複申込みをしたとき、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（入居申込み世帯員欄に記入している方を含む）は、**全部の申込みが無効**になります。
- ③ 1ページの部屋タイプを確認し、A～Cの**いずれか1つ**を選んで申し込んでください。複数を選んだときは、申込みが無効になります。なお、部屋タイプにより入居可能人数が異なりますのでご注意ください。
- ④ 他の公営住宅に入居、または入居が決まっている方は原則として申込みはできません。  
※5ページの**3** 3(2)をご覧ください。
- ⑤ 申込み後、区外に転出した場合は無効になります。
- ⑥ 申込み後の部屋タイプ、申込者、入居申込み世帯員の変更はできません。(出生、死亡を除く)
- ⑦ 住民税の滞納者、未申告者、また現在借りている住宅の家賃を滞納している方は、資格審査で不合格になります。
- ⑧ 区営住宅では、犬・猫等の動物やペットの持込みおよび飼育などはできません。

## 3 こんなときは

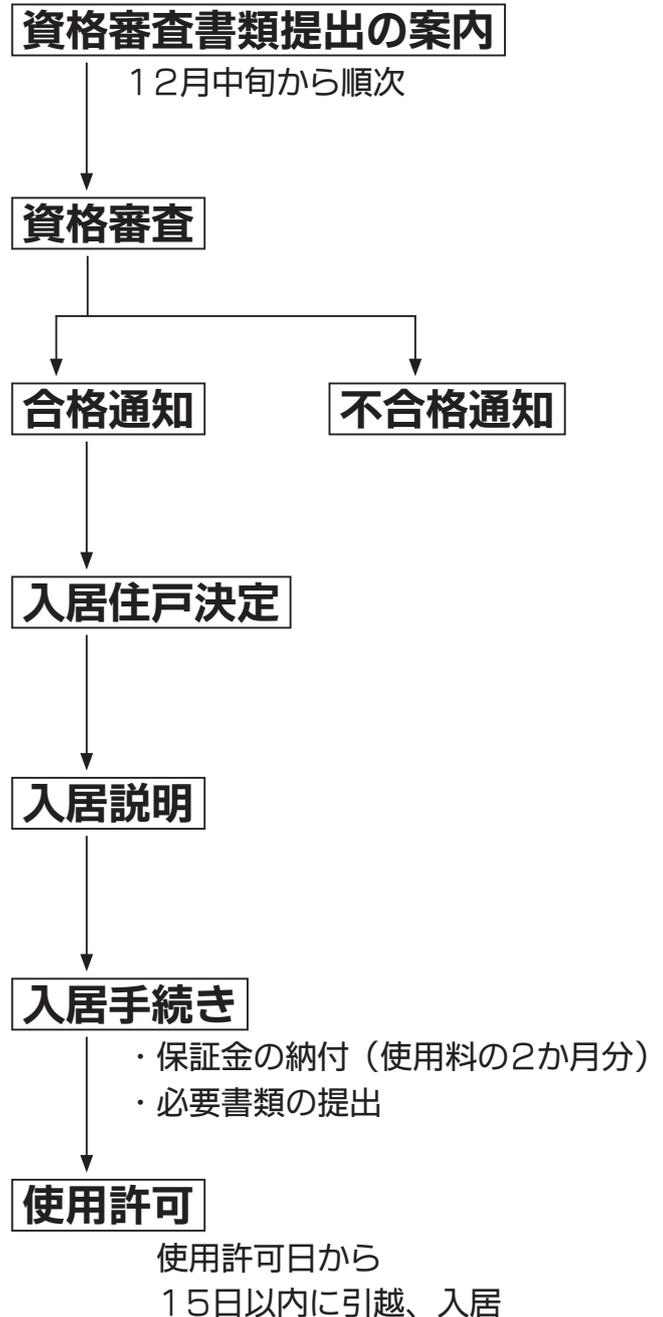
- ① 「申込み後、区内で住所が変わった！」  
最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号等（返信はがき）を受け取れるようにしてください。
- ② 「抽せん番号の通知が届かない！」  
切手の不足、宛先不明などがあると通知書はお送りしませんが、申込書に不備がなければ抽せんはいたします。
- ③ 「抽せん結果が届かない！」  
平成29年12月8日を過ぎても届かないときは、下記へお問い合わせください。  
目黒区「公営住宅の窓口」電話03-3715-1871
- ④ 「資格審査対象者・補欠者となった後に区内で住所が変わった！」  
下記へはがきで連絡して、資格審査通知等を受け取れるようにしてください。  
〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15  
目黒区総合庁舎 別館6階 目黒区「公営住宅の窓口」  
「はがき」には、①申込みした部屋タイプ ②抽せん番号 ③旧住所  
④新住所 ⑤電話番号 ⑥申込者名 を記入してください。

## 2 申込みから入居までの流れ

### 1 申込みから抽せんまで



### 2 資格審査から入居まで



※ 公開抽せんの際、会場の都合で入場できない場合は、ご了承ください。

※ 合格しても特定の住宅や住戸などを指定することはできません。

※ あっせんされた住戸を辞退した場合は、「資格審査の合格者」としての資格を失います。

※ あっせん期間は、平成30年11月26日までです。

## 3 入居資格 次の1～5の条件にあてはまる必要があります。

### 1 目黒区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者本人が平成28年10月13日以前から申込みの日まで引き続き目黒区内に居住する成年者（20歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票の写しで確認できること（なお、外国人については在留資格が確認できること）。  
※成年者（20歳以上）・・・平成9年10月13日以前生まれの方
- (2) 外国人については、(1)のほかに「永住者（特別永住者を含む）およびその配偶者等」、「日本人の配偶者等」、「定住者」の在留資格があること。

### 2 世帯の所得金額が所得基準内であること

申込世帯の所得金額の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。  
7～13ページを参考にして、あなたの世帯の所得金額を確かめてください。

### 3 住宅に困っていること

原則として、自家所有者（住宅または土地所有者）、公的な住宅の入居者で使用名義人を含めての申込みはできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

- (1) 自家所有者（同居親族に自家所有者がいる場合も含む）
- ア 著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅に入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。  
（資格審査時に取りこわしの契約書等の書類が必要です。）
  - イ 差押、売却等により自家所有者でなくなる場合。  
（資格審査時に所有権移転登記後の登記簿謄本等の書類が必要です。）
- (2) 公的な住宅の入居者
- 次のいずれかに該当する場合に限り、使用名義人を含めて申込みことができます。
- ア UR賃貸住宅（旧公団）、公社住宅、都民住宅、区民住宅にお住まいの世帯で、家賃（共益費を除く）の負担が、申込世帯全員の年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上の場合。
  - イ 公営住宅等にお住まいの世帯で、現在の住宅の住戸専用面積が6ページの4-2※ウ「入居資格基準表」にあてはまる場合。

### 4-1 家族で申込みときの資格

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込みことが原則です。（外国人については、在留資格が確認できること。）

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込み場合は、次のいずれかにあてはまること。
- ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）
  - イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
  - ウ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または、2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。ただし、入居しようとする世帯が15ページの乙優遇資格の高齢者世帯および心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲とします。
- (2) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
- ア 夫婦が別居する申込み。
  - イ 結婚、転職、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- (3) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く）

## 4-2 単身者が申込むときの資格

申込者は単身者（原則として申込み時に同居している親族がいない方）で、平成28年10月13日以前から目黒区内に引き続き1年以上居住している、下記（1）～（6）のいずれかに該当する成年者で、そのことが住民票で確認できること。（外国人については在留資格が確認できること。）

- (1) 60歳以上（昭和32年10月13日以前の生まれ）の方
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である方
  - ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の方
  - ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の方
  - ③知的障害で②の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）の方※手帳の交付を受けていない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。また、精神障害者および知的障害者の方は、居住支援の状況を確認する場合があります。  
※身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。
- (3) 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方
- (4) 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で確認できる方（区内居住が引き続き1年以下でも可）
- (5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
- (6) 配偶者等から暴力を受けた被害者で、次の①または②にあてはまる方
  - ①配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
  - ②配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

※上記（1）～（6）のいずれかに該当する方で、現に単身者でない方は、次のア～ウのいずれかに該当する場合に限り、申込むことができます。

- ア 離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在同居している親族が配偶者だけの場合に限り。配偶者以外の親族と同居している方は申込できません。）
- イ 同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤または就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。  
※夫婦が別居する申込みはできません。
- ウ 居住している住宅が狭い（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。）

### 入居資格基準表

| いっしょに住んでいる人数 | 住戸専用面積（壁芯） | いっしょに住んでいる人数 | 住戸専用面積（壁芯） |
|--------------|------------|--------------|------------|
| 2人           | 29㎡未満      | 5人           | 56㎡未満      |
| 3人           | 39㎡未満      | 6人           | 66㎡未満      |
| 4人           | 50㎡未満      | 7人           | 76㎡未満      |

- ★ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。
- ★ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

## 5 申込者（同居予定者含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

# 4 所得金額の計算方法

## 1 まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

### 年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。  
年金の「所得」は受給した金額ではありません。

9ページ 5-1をご覧ください

### 給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。  
給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

10~11ページ 5-2をご覧ください

### 事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。  
たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。  
これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

12ページ 5-3をご覧ください

## ★所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。  
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）
- ③ 現在は収入があっても、申込日以降、結婚のため、または、現在妊娠中で出産のため、平成29年10月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）

## 2 家族数は何人ですか？

$$\begin{array}{c} \text{申込者} \\ \text{本人} \\ [1 \text{ 人}] \end{array} + \begin{array}{c} \text{同居} \\ \text{親族数} \\ [ \text{ 人} ] \end{array} + \begin{array}{c} \text{遠隔地扶養者数} \\ [ \text{ 人} ] \end{array} = \begin{array}{c} \text{家族数} \\ [ \text{ 人} ] \end{array}$$

この人数で所得基準表（8ページの4）をみます。

区営住宅に入居する人数です。

### ★遠隔地扶養者数とは

区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。（課税証明書で確認）

出産する予定であっても申込みのとき生まれていなければ、その胎児は家族数には含まれません。

### 3 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の家族全員（申込をする家族全員）の「所得金額の合計」でみます。

|           |                           |  |                  |             |  |
|-----------|---------------------------|--|------------------|-------------|--|
| 収入のある方の名前 | (所得金額) - ★13ページ下表②の特別控除金額 | ★特別控除金額<br>所得金額から差し引いてください。<br>詳しくは13ページをご覧ください。 | ★13ページ上表①の特別控除金額 | あなたの家族の所得金額 |  |
|           | ( ) - ( )                 |  |                  |             |  |
|           | ( ) - ( )                 |  |                  |             |  |
|           | ( ) - ( )                 |  |                  |             |  |
| 合 計       |                           | -  |                  | =           |  |

### 4 所得基準表 (単身者・家族)

| 家族数 | 区営住宅に入居する方全員の所得金額の合計 |              |
|-----|----------------------|--------------|
|     | 一般区分                 | 特別区分         |
| 1人  | 0～1,896,000円         | 0～2,568,000円 |
| 2人  | 0～2,276,000円         | 0～2,948,000円 |
| 3人  | 0～2,656,000円         | 0～3,328,000円 |
| 4人  | 0～3,036,000円         | 0～3,708,000円 |
| 5人  | 0～3,416,000円         | 0～4,088,000円 |
| 6人  | 0～3,796,000円         | 0～4,468,000円 |

※家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

### ★所得基準表の「特別区分」とは…

- ① 心身障害者を含む世帯  
 申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。  
 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者  
 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）  
 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）  
 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- ② 60歳以上の世帯  
 申込者本人が60歳以上（昭和32年10月13日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が、次のいずれかに該当すること。  
 ア 60歳以上  
 イ 18歳未満の児童（平成11年10月4日以降生まれ）
- ③ 小学校就学前の子どものいる世帯  
 同居親族に小学校就学前の子ども（平成23年4月2日以降の生まれ）がいる世帯であること。
- ④ 原子爆弾被爆者を含む世帯  
 申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
- ⑤ 海外からの引揚者を含む世帯  
 申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯  
 申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

## 5-1 年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※遺族年金、障害年金以外のすべての公的年金、年金基金等の収入を合計し、下表の「◎年金収入を所得金額に換算する計算式」で計算した結果が「所得金額」となります。

### ① 平成27年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「平成28年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

「源泉徴収票」の場合

|             |              |                 |         |
|-------------|--------------|-----------------|---------|
| 支払を受ける者     | 住所又は居所       |                 |         |
|             | 氏名           |                 |         |
| 種別          | 支払金額         | 源泉徴収税額          |         |
| 年金          | **1,074,770円 |                 |         |
| 扶養親族等申告書の提出 | 本人           | 控除対象配偶者の有無等     |         |
| 有           | 無            | 特別障害者           | その他の障害者 |
|             |              | 有               | 無       |
| 扶養親族の数      | 障害者の数(本人以外)  | 社会保険料の金額(介護保険料) |         |
| 特定老人        | その他老人        | 特別              | その他     |
| 人           | 人            | 人               | 人       |
| 年金の種類別      | 生年月日         |                 |         |

申込書の所得金額欄

|      |
|------|
| 所得金額 |
| 円    |

2種類以上あれば合計して下段②の「年金収入を所得金額に換算する計算式」で計算した所得金額を記入してください。

### ② 平成28年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下表で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得金額に換算する計算式

| 本人の年齢                       | 年金合計金額の範囲             | 計算式と所得金額                                     |
|-----------------------------|-----------------------|--|
| 65歳以上<br>(昭和27年10月13日以前生まれ) | 1,200,000円まで          | 所得金額は0円                                      |
|                             | 1,200,001円~3,299,999円 | 年金額の合計 ( )円 - 1,200,000円 = ( )円<br>所得金額      |
|                             | 3,300,000円~4,099,999円 | 年金額の合計 ( )円 × 0.75 - 375,000円 = ( )円<br>所得金額 |
| 65歳未満<br>(昭和27年10月14日以降生まれ) | 700,000円まで            | 所得金額は0円                                      |
|                             | 700,001円~1,299,999円   | 年金額の合計 ( )円 - 700,000円 = ( )円<br>所得金額        |
|                             | 1,300,000円~4,099,999円 | 年金額の合計 ( )円 × 0.75 - 375,000円 = ( )円<br>所得金額 |

◎年金収入が4,100,000円以上の場合は、お問い合わせください。

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の所得金額欄に記入してください。

申込書の所得金額欄

|      |
|------|
| 所得金額 |
| 円    |

計算結果を申込書のこの欄に記入します。

## 5-2 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

### ① 現在の勤め先に就職した日が、平成28年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

| 働いた月 | 税込支給額 | 賞与  |
|------|-------|-----|
| 年 月  |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 月    |       |     |
| 合計   | 収入計   | 賞与計 |

○次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が平成28年1月2日～平成28年10月1日までの方  
〔平成28年10月から平成29年9月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が、平成28年10月2日以降の方  
〔就職した翌月から平成29年9月までの収入計を収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。〕

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方  
〔基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。〕

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の所得金額欄

|      |
|------|
| 所得金額 |
| 円    |

下段で計算した所得金額を記入してください。

年間総収入額

- ※ 交通費等の課税対象外の収入は除いてください。
- ※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
- ※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

### ◎ 年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方⇒4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \div 4,000\text{円} = \boxed{596.7495} \text{ 小数点以下切捨て} \Rightarrow \boxed{596} \times 4,000\text{円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \text{ 2,384,000円}$$

(3) 6,600,000円～9,999,999円の方

## ② 現在の勤め先に就職した日が、平成28年1月1日以前の方

### 《源泉徴収票のある方》

#### 平成28年分 給与所得の源泉徴収票

|                     |                          |           |                        |              |
|---------------------|--------------------------|-----------|------------------------|--------------|
| 支払を受ける者<br>住所又は居所   | 東京都目黒区<br>上目黒2-19-15-101 |           | 氏名<br>メグロ タロウ<br>目黒 太郎 |              |
|                     | 種別                       |           | 支給金額                   | 給与所得控除後の金額   |
|                     | 給料・賞与                    |           | 2,386,998              | 1,488,800    |
| 控除対象配偶者の有無          |                          | 配偶者特別控除の額 | 扶養親族の数(配偶者を除く)         | 障害者の数(本人を除く) |
| 有 無 従有 従無           |                          | 千円        | 特定 老人 その他              | 特別 その他       |
| (摘要) 夏期給与特別減税額の還付済額 |                          | 円         |                        | 配偶者の合計所得     |
| 年間給与特別減税額           |                          |           |                        | 個人年金保険料の金額   |

年間総収入額

申込書の所得金額欄

|      |
|------|
| 所得金額 |
| 円    |

### 《源泉徴収票のない方》

平成28年1月から平成28年12月までの税込支給額を合計した金額（交通費、定期代などの課税対象外の収入は除く）が年間総収入額となります。

次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

### 年間総収入額を所得金額に換算する計算式

| 年 収 額                        | 計 算 式 と 所 得 金 額                             |
|------------------------------|---|
| 650,999円まで                   | 所得金額は0円                                     |
| 651,000円から<br>1,618,999円まで   | 年間総収入額<br>(円) - 650,000円 = (円) 所得金額         |
| 1,619,000円から<br>1,619,999円まで | 所得金額は969,000円                               |
| 1,620,000円から<br>1,621,999円まで | 所得金額は970,000円                               |
| 1,622,000円から<br>1,623,999円まで | 所得金額は972,000円                               |
| 1,624,000円から<br>1,627,999円まで | 所得金額は974,000円                               |
| 1,628,000円から<br>1,803,999円まで | 端数整理後の額<br>(円) × 0.6 = (円) 所得金額             |
| 1,804,000円から<br>3,603,999円まで | 端数整理後の額<br>(円) × 0.7 - 180,000円 = (円) 所得金額  |
| 3,604,000円から<br>6,599,999円まで | 端数整理後の額<br>(円) × 0.8 - 540,000円 = (円) 所得金額  |
| 6,600,000円から<br>9,999,999円まで | 年間総収入額<br>(円) × 0.9 - 1,200,000円 = (円) 所得金額 |

申込書の所得金額欄

|      |
|------|
| 所得金額 |
| 円    |

計算結果を申込書の所得金額欄に記入します。

# 5-3 事業等所得の方（自営業・外交員等）

## ① 現在の仕事を始めた日が、平成28年1月1日以前の方

(1) 《確定申告をしている方》

### 平成28年分の所得税の確定申告書B

《第一表》

|      |                             |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得金額 | 事業等                         | ① | 1 | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
|      | 農業                          | ② |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 不動産                         | ③ |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 利子                          | ④ |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 配当                          | ⑤ |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 給与                          | ⑥ |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 雑                           | ⑦ |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 総合譲渡一時<br>(ケ)+[(コ)+(サ)×1/2] | ⑧ |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 合計                          | ⑨ | 1 | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |

申込書の  
所得金額欄

|      |   |
|------|---|
| 所得金額 | 円 |
|      |   |

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

《第二表》

○事業専従者に関する事項

|                   |            | 続柄 | 従事月数・程度<br>仕事の内容 | 専従者給与(控除)額<br>円 |
|-------------------|------------|----|------------------|-----------------|
| 氏名                | 目黒太郎       | 子  | 12月              | 800,000         |
| 生年月日              | 明大 53.7.10 |    |                  |                 |
| 氏名                | 明大         |    |                  |                 |
| 生年月日              | 明大         |    |                  |                 |
| 氏名                | 明大         |    |                  |                 |
| 生年月日              | 明大         |    |                  |                 |
| ④3 専従者給与(控除)額の合計額 |            |    |                  | 800,000         |

※妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を、10～11ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の所得金額欄に記入してください。

(2) 《確定申告をしていない方》平成28年1月から平成28年12月までの所得金額の合計になります。  
※下記②を参考に所得金額を計算してください。(資格審査時には確定申告が必要となります。)

## ② 現在の仕事を始めた日が、平成28年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときから月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。  
(収入金額－必要経費＝所得金額)

| 働いた月 | 収入金額 | 必要経費 | 所得金額 |
|------|------|------|------|
| 年 月  |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 月    |      |      |      |
| 合計   |      |      |      |

○次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日が平成28年1月2日～平成28年10月1日までの方  
(平成28年10月から平成29年9月までの合計となります。)

推定所得金額

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 現在の仕事を始めた日が平成28年10月2日以降の方  
(現在の仕事を始めた翌月から平成29年9月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。)

所得金額合計

営業した月数

$\times 12 =$

推定所得金額

申込書の所得金額欄

|      |   |
|------|---|
| 所得金額 | 円 |
|      |   |

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

## 6 特別控除について

入居する方に所得があり、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる場合は、特別控除金額を差し引くことができます。

### ① 入居する方全員の合計所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族・遠隔地扶養者に次の㊦～㊩にあてはまる方がいるかお確かめください。

| 控除の種類    | 特別控除金額        | 特別控除を受けられる方   | 備考   |
|----------|---------------|---|--|
| ㊦老人扶養控除等 | 1人につき<br>10万円 | 所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方  | ㊩の特別障害者控除を受けられる方は、㊨の障害者控除をあわせて受けることはできません。 |
| ㊧特定扶養控除  | 1人につき<br>25万円 | 所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の方  |  |
| ㊨障害者控除   | 1人につき<br>27万円 | 1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方<br>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）<br>3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方<br>4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方<br>5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方   |  |
| ㊩特別障害者控除 | 1人につき<br>40万円 | 1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方<br>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）<br>3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方<br>4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方<br>5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方<br>6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方<br>7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方<br>8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方 |  |

①の特別控除金額の合計  万円 8ページの特別控除金額①へ

### ② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族に次の㊪または㊫にあてはまる方がいるかお確かめください。

| 控除の種類 | 特別控除金額 | 特別控除を受けられる方   | 備考   |
|-------|--------|---|--|
| ㊪寡婦控除 | 27万円   | 1 夫と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない <sup>※1</sup> 女性、夫の生死が明らかでない女性、また婚姻によらないで母となり、現に婚姻をしていない <sup>※1</sup> 女性で、扶養親族または生計を一にする子 <sup>※2</sup> を有する方<br>2 夫と死別した後、婚姻をしていない <sup>※1</sup> 女性、または夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が500万円以下の方（1の「扶養親族または生計を一にする子 <sup>※2</sup> 」のいない方もあてはまります。） | ㊪または㊫にあてはまる方の所得が27万円よりも少ない場合は、その方の所得と同額のみ差し引きます。 |
| ㊫寡夫控除 | 27万円   | 妻と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない <sup>※1</sup> 男性、妻の生死が明らかでない男性、または婚姻によらないで父となり、現に婚姻をしていない <sup>※1</sup> 男性で、生計を一にする子 <sup>※2</sup> を有し、かつ年間所得金額が500万円以下の方  |  |

※1 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※2 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が38万円以下であることが必要です。

②の特別控除金額の合計  万円 8ページの特別控除金額②へ

※表中の16歳以上23歳未満の方とは平成6年10月4日～平成13年10月13日生まれの方

※表中の65歳以上の方とは昭和27年10月13日以前生まれの方

※表中の70歳以上の方とは昭和22年10月13日以前生まれの方

# 5 抽せん方法と優遇抽せんについて

## 1 抽せん方法について

- ① 1ページ【募集住宅】一覧の部屋タイプごとに募集戸数分の抽せんをします。この抽せん  
で出た番号の方が資格審査対象者となります。
- ② 1ページ【募集住宅】一覧の部屋タイプA～Cごとに、①の抽せんが出なかった番号の中  
から若干名の補欠者の抽せんを行います。  
★15ページの優遇抽せん資格で申込みをした方については、2つ以上の番号が出る可能性  
がありますが、先に出た番号のみを有効とします。  
★抽せん結果は、抽せん日翌日から抽せん結果はがき発送まで、目黒区総合庁舎本館1階西  
口ロビーに掲示します。  
電話での抽せん結果のお問い合わせには、お答えできません。

## 2 補欠者について

- ① 各部屋タイプごとに入居可能住戸が発生する都度、補欠順位の上位の方から資格審査を  
行います。その後、資格審査の合格者へ住戸をあっせんします。
- ② 合格しても特定の住宅や住戸などを指定することはできません。
- ③ 補欠者のあっせん期間は、平成30年11月26日までです。あき家の発生数により、あっ  
せんできない場合があります。

## 3 優遇抽せんについて（優遇倍率：甲優遇5倍 乙優遇7倍）

優遇抽せんとは、部屋タイプAの2人世帯・B・Cに申込み方で15ページの「優遇抽せん資  
格一覧表」の資格要件に当てはまる方に対し、優遇倍率に応じて抽せん番号を連続して付番す  
ることにより、番号の出る確率が高くなる方法です。（一般は1つ、甲優遇は5つ、乙優遇は7  
つの連続した抽せん番号を付番します。）

※ 部屋タイプAの単身世帯には優遇抽せんはありません。

### ① 優遇抽せんの申込み方法

優遇抽せんに該当する方は、申込書の「優遇区分」の中から、該当する区分を1つだけ選び、  
その番号を○で囲んでください。2つ以上の優遇区分に該当する場合は、いずれか1つだけ  
○をしてください。甲、乙どちらにも該当する場合は、乙優遇のうち1つに○をしてください。

※ 優遇区分により当せんされた方で、資格審査の時に優遇区分の資格がないことが判明  
した場合は、「一般」としての申込資格がある場合でも不合格になります。

## ② 優遇抽せん資格一覧表

### ●甲優遇の資格（当せん率が「一般」の5倍になります。）

| 優遇区分<br>(番号)                    | 優遇扱いを受けられる資格   |
|---------------------------------|--|
| 準多子世帯<br>(01)                   | 申込者に18歳未満（平成11年10月4日以降の生まれ）の児童が2人いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。  |
| 心身障害者世帯<br>および<br>原爆被爆者<br>(02) | 申込者本人または同居親族のうち1人が次のいずれかにあてはまること。<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている軽度（5級～）の身体障害者<br>イ 軽度の知的障害者（愛の手帳の場合は4度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）<br>ウ 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている原爆被爆者  |
| 公害病認定患者世帯<br>(03)               | 申込者本人または同居親族のうち1人が、公害医療手帳または大気汚染にかかる健康障害者に対する医療費の助成により医療券の交付を受けていること。  |
| 難病患者等世帯<br>(04)                 | 申込者本人または同居親族のうち1人が、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1、第3、第5に掲げる疾病、または、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方がいる世帯、および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2（結核患者の医療）に基づき医療を受けており、入居予定日までに退院が可能である世帯。                                     |
| DV被害者世帯<br>(05)                 | 申込者本人または同居親族の1人が配偶者等から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまる方<br>ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方<br>イ 配偶者等に対し、裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方<br>* DV被害者世帯のうち、同居親族が20歳未満の子のみの場合は、ひとり親世帯とみなし乙優遇（7倍）に該当します。<br>* 「配偶者等」には、婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。 |
| 犯罪被害者世帯<br>(06)                 | 申込者本人または同居親族のうち1人が犯罪被害者等基本法第2条第2項の規定による犯罪被害者等であって、同法第2条第1項の規定に基づく殺人、過失致死、業務上過失致死等の犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方で被害を被ったことが警察の証明等で確認できる方。（犯罪被害を被ってから5年以内の方とする。）   |

### ●乙優遇の資格（当せん率が「一般」の7倍になります。）

| 優遇区分<br>(番号)               | 優遇扱いを受けられる資格   |
|----------------------------|--|
| ひとり親世帯<br>(11)             | 申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のない方であり、同居親族が20歳未満（平成9年10月4日以降の生まれ）の子どもだけであること。  |
| 高齢者世帯<br>(12)              | 申込者本人が60歳以上（昭和32年10月13日以前の生まれ）であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。<br>ア 配偶者（内縁および婚約者を含む。）<br>イ 60歳以上の方<br>ウ 18歳未満（平成11年10月4日以降の生まれ）の方<br>エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者<br>オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）<br>カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） |
| 心身障害者世帯<br>(13)            | 申込者本人または同居親族のうち1人が、次のいずれかにあてはまること。<br>ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者<br>イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）<br>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）<br>エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者   |
| 多子世帯<br>(14)               | 申込者に18歳未満（平成11年10月4日以降の生まれ）の児童が3人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できること。   |
| 生活保護等<br>受給世帯<br>(15)      | 申込日現在、申込者本人または同居親族のうち1人が、生活保護または、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している方（申込者と居住を一にしていないが、同一世帯と認定された方および修学のために世帯分離を認められた方を含む。）   |
| 未就学児童が<br>2人以上いる世帯<br>(16) | 申込者と同居親族に小学校就学前の児童（平成23年4月2日以降の生まれ）が2人以上いて、その児童全員が区営住宅に入居できること。  |

# 6 募集住宅一覧表（部屋タイプ別）

平成29年10月現在

## 1 部屋タイプの基準

| タイプ | 入居可能人数 | 専用面積     |
|-----|--------|----------|
| A   | 1人～2人  | 40㎡未満    |
| B   | 2人以上   | 40～55㎡未満 |
| C   | 3人以上   | 55㎡以上    |

※「入居可能人数」は申込み時の世帯人数です。

※「標準的使用料」は入居収入基準内の世帯の平成29年度の内容です。

※ 使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等により決まります。

※ 今回の募集で入居される方の使用料は、所得に応じて「標準的使用料」の範囲で決定されます。

※「スーパーリフォーム」済住宅は、設備や内装などを全面的に改修しバリアフリー化されています。

## 2 区営住宅一覧（部屋タイプ別）

| タイプ | 住宅名             | 所在地            | 間取り       | 専用面積           | 標準的使用料             | エレータ               | 構造階      | 棟数        | 建設年<br>改善年 | 交通機関        | その他                    |
|-----|-----------------|----------------|-----------|----------------|--------------------|--------------------|----------|-----------|------------|-------------|------------------------|
| A   | 中町一丁目<br>アパート   | 中町1-4-1        | 1K        | 27.9㎡          | 16,300～<br>32,100円 | 有                  | 鉄筋<br>3階 | 1         | S52<br>H26 | バス停・油面公園    | H26年スーパーリフォーム<br>単身世帯用 |
|     | 南一丁目<br>アパート    | 南1-11-1        | 3DK       | 36.4㎡          | 18,800～<br>36,900円 | 有                  | 鉄筋<br>5階 | 2         | S44        | バス停・原町交番前   | H23年耐震補強工事済            |
|     |                 | 南1-11-2        | 2DK       | 33.4㎡          | 17,200～<br>33,800円 | 有                  | 鉄筋<br>4階 |           |            |             |                        |
|     | 目黒本町四丁目<br>アパート | 目黒本町4-15-19    | 1DK       | 34.5～<br>36.6㎡ | 21,900～<br>45,600円 | 有                  | 鉄筋<br>5階 | 1         | H16        | バス停・月光原小学校前 |                        |
|     |                 | 上目黒一丁目<br>アパート | 上目黒1-26-2 | 1DK            | 38.1～<br>38.4㎡     | 26,200～<br>52,000円 | 有        | 鉄筋<br>13階 | 1          | H21         | 中目黒駅 徒歩4分              |
|     | 清水町<br>アパート     | 目黒本町2-20-4     | 1DK       | 35.4㎡          | 22,800～<br>44,700円 | 有                  | 鉄筋<br>5階 | 2         | H24        | バス停・清水公園入口  |                        |
|     | 青葉台一丁目<br>アパート  | 青葉台1-6-48      | 1DK       | 36.7㎡          | 24,300～<br>47,700円 | 有                  | 鉄筋<br>4階 | 3         | H21        | 中目黒駅 徒歩6分   |                        |
|     |                 | 碑文谷<br>アパート    | 碑文谷2-7-8  | 1DK            | 32.4～<br>32.9㎡     | 20,200～<br>40,900円 | 有        | 鉄筋<br>4階  | 1          | H27         | バス停・碑文谷二丁目             |

| タイプ | 住宅名              | 所在地                    | 間取り        | 専用品積                             | 標準的使用料                                   | エレベータ  | 構造階                  | 棟数 | 建設年<br>改善年    | 交通機関          | その他                   |
|-----|------------------|------------------------|------------|----------------------------------|--|--------|----------------------|----|---------------|---------------|-----------------------|
| B   | 上目黒四丁目<br>アパート   | 上目黒4-38-1他             | 3DK        | 51.0㎡                            | 30,300～<br>59,600円                       | 有      | 鉄筋<br>3階             | 3  | S50<br>H18～19 | バス停・三宿病院前     | H18・H19<br>スーパーリフォーム済 |
|     | 碑文谷四丁目<br>アパート   | 碑文谷4-9-1               | 3DK        | 50.1㎡                            | 27,800～<br>54,700円                       | 有      | 鉄筋<br>3階             | 1  | S50           | バス停・碑文谷三丁目    |                       |
|     | 八雲五丁目<br>アパート    | 八雲5-8-20他              | 3DK        | 48.1㎡                            | 26,700～<br>52,400円                       | 無      | 鉄筋<br>3階             | 2  | S56           | バス停・東京医療センター前 | 1号棟エレベータ<br>設置工事中     |
|     | 目黒本町四丁目<br>アパート  | 目黒本町4-15-19            | 2DK        | 50.2～<br>50.6㎡                   | 31,900～<br>63,100円                       | 有      | 鉄筋<br>5階             | 1  | H16           | バス停・月光原小学校前   |                       |
|     | 青葉台一丁目<br>アパート   | 青葉台1-6-48              | 2DK        | 45.2㎡                            | 29,900～<br>58,800円                       | 有      | 鉄筋<br>4階             | 3  | H21           | 中目黒駅 徒歩6分     |                       |
|     | 上目黒一丁目<br>アパート   | 上目黒1-26-2              | 2DK        | 48.0～<br>53.5㎡                   | 33,100～<br>72,400円                       | 有      | 鉄筋<br>13階            | 1  | H21           | 中目黒駅 徒歩4分     |                       |
|     | 清水町<br>アパート      | 目黒本町2-20-4             | 2DK        | 45.6㎡                            | 29,300～<br>57,600円                       | 有      | 鉄筋<br>5階             | 2  | H24           | バス停・清水公園入口    |                       |
|     | 三田一丁目            | 三田1-11-26              | 2DK        | 45.0㎡                            | 28,700～<br>56,400円                       | 有      | 鉄筋<br>6階             | 1  | H7            | JR目黒駅 徒歩10分   |                       |
|     | 碑文谷<br>アパート      | 碑文谷2-7-8               | 2DK        | 45.4㎡                            | 28,900～<br>56,800円                       | 有      | 鉄筋<br>4階             | 1  | H27           | バス停・碑文谷二丁目    |                       |
|     | 東が丘一丁目<br>アパート   | 東が丘1-16-10             | 3DK        | 55.8～<br>61.5㎡                   | 33,800～<br>73,000円                       | 有      | 鉄筋<br>3階             | 1  | S59           | バス停・東根小学校     |                       |
|     | 八雲五丁目<br>アパート    | 八雲5-8-20他              | 3DK        | 55.9㎡                            | 31,000～<br>60,900円                       | 無      | 鉄筋<br>3階             | 2  | S56           | バス停・東京医療センター前 | 1号棟エレベータ<br>設置工事中     |
|     | 下目黒五丁目<br>アパート   | 下目黒5-11-10             | 3DK        | 61.5㎡                            | 36,600～<br>71,900円                       | 有      | 鉄筋<br>3階             | 1  | S62           | バス停・入谷橋       |                       |
|     | 青葉台二丁目<br>アパート   | 青葉台2-1-19              | 3DK        | 55.8～<br>61.5㎡                   | 33,400～<br>72,400円                       | 無      | 鉄筋<br>3階             | 2  | S59           | バス停・大坂上       | 2号棟エレベータ<br>設置工事中     |
|     | 目黒本町四丁目<br>アパート  | 目黒本町4-15-19            | 2DK<br>3DK | 56.3～<br>57.0㎡<br>57.1～<br>66.9㎡ | 35,800～<br>71,100円<br>36,300～<br>83,500円 | 有<br>有 | 鉄筋<br>5階<br>鉄筋<br>5階 | 1  | H16           | バス停・月光原小学校前   |                       |
| C   | 東が丘一丁目第2<br>アパート | 東が丘1-31-1<br>東が丘1-31-7 | 3DK<br>3DK | 55.8～<br>61.5㎡                   | 33,200～<br>71,900円                       | 有      | 鉄筋<br>4階<br>鉄筋<br>4階 | 2  | S63           | バス停・野沢龍雲寺     |                       |
|     | 上目黒一丁目<br>アパート   | 上目黒1-26-2              | 3DK        | 64.4㎡                            | 44,400～<br>87,200円                       | 有      | 鉄筋<br>13階            | 1  | H21           | 中目黒駅 徒歩4分     |                       |
|     | 青葉台一丁目<br>アパート   | 青葉台1-6-48              | 3DK        | 62.1㎡                            | 41,100～<br>80,700円                       | 有      | 鉄筋<br>4階             | 3  | H21           | 中目黒駅 徒歩6分     |                       |
|     | 清水町<br>アパート      | 目黒本町2-20-4             | 3DK        | 61.9㎡                            | 39,900～<br>78,300円                       | 有      | 鉄筋<br>5階             | 2  | H24           | バス停・清水公園入口    |                       |
|     | 三田一丁目            | 三田1-11-26              | 3DK        | 63.1㎡                            | 40,300～<br>79,000円                       | 有      | 鉄筋<br>6階             | 1  | H7            | JR目黒駅 徒歩10分   |                       |
|     | 中町一丁目<br>アパート    | 中町1-4-1                | 3DK        | 55.9㎡                            | 32,900～<br>64,500円                       | 有      | 鉄筋<br>3階             | 1  | S52<br>H26    | バス停・油面公園      | H26年<br>スーパーリフォーム済    |
|     | 碑文谷<br>アパート      | 碑文谷2-7-8               | 3DK        | 61.0㎡                            | 39,000～<br>76,500円                       | 有      | 鉄筋<br>4階             | 1  | H27           | バス停・碑文谷二丁目    |                       |

# 7 申込書の書き方

- 太枠線内をご記入ください。
- 裏面も記入してください。
- 重複申込み、記入もれ等は申込みが無効となります。

## 記入例

○ 申込みは、所定の封筒に入れ、82円切手を必ずはり郵送してください。

### 29年10月 区営住宅使用申込書

平成29年10月 日

目黒区長あて

私は、目黒区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので申込みます。  
 なお、この申込書の記載事項について、区が住民基本台帳等により確認を行うことに同意します。  
 また、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、または申込者（同居しようとする親族を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、使用の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。  
 暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。  
 また、暴力団員であることが判明したときは速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

記入しないでください。

|       |      |
|-------|------|
| 部屋タイプ | 受付番号 |
|       |      |
| 優遇区分  | 単身者  |
|       |      |

- ◎太枠線内を必ず記入してください。申込み後の部屋タイプ、同居親族の変更などはできません。
- ◎部屋タイプを1つだけ○で囲んでください。

1ページを  
ご覧ください。

昼間連絡のつく  
自宅及び携帯電話  
の番号を記入して  
ください。

漏れのないように  
ご注意ください。  
「入居申込み人数」  
と、この欄に記入  
された人数が一致  
していることをご  
確認ください。

申込み部屋タイプを○で囲んでください。(1枠のみ)

| 部<br>屋<br>タ<br>イ<br>プ | A     | B    | C    |
|-----------------------|-------|------|------|
|                       | 1人～2人 | 2人以上 | 3人以上 |

|                           |   |                  |                                       |
|---------------------------|---|------------------|---------------------------------------|
| 郵便番号                      | 153-0051  | 連絡先              | 03(0000)0000<br>090-0000-0000         |
| 現住所                       | 目黒区 上目黒2-19-15<br>上目黒 様方・ <u>パート</u> 102号室<br>荘・( ) |                  |                                       |
| フリガナ                      | メグロ   | タロウ              | 生年月日                                  |
| 氏名                        | 目黒  | 太郎               | (□○で囲む)<br>大正<br>昭和<br>平成<br>45年12月1日 |
| 外国人の場合通称名                 |   |                  |                                       |
| 世帯<br>入居申込み人数<br>(申込者を含む) | 3人  | 申込者の年齢<br>満 46 歳 | 区内居住年数<br>13年                         |

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は、併記してください。

入居申込み世帯員(親族)

| フリガナ     | 氏名                                       | 続柄 | 性別     | 生年月日<br>(平成29年10月13日現在年齢) | 職業         | 勤務先および連絡先            | 所得金額       |
|----------|--|----|--------|---------------------------|------------|----------------------|------------|
|          |  | 本人 | 男      |                           | 会社員        | (株)目黒商事<br>3715-0000 | 1,488,000円 |
| メグロハナコ   | 目黒花子                                     | 妻  | 女      | 大昭和<br>47年3月5日<br>(45)歳   | 無職         | 090-0000-0000        | 円          |
| メグロジロウ   | 目黒次郎                                     | 子  | 男      | 大昭和<br>11年11月10日<br>(17)歳 | 学生         |                      | 円          |
|          |  |    | 男・女    | 大昭和<br>年 月 日<br>( )歳      |            |                      | 円          |
|          |  |    | 男・女    | 大昭和<br>年 月 日<br>( )歳      |            |                      | 円          |
|          |  |    | 男・女    | 大昭和<br>年 月 日<br>( )歳      |            |                      | 円          |
| 特別控除対象者名 | 次郎                                       | 種類 | 特定扶養控除 | 特別控除金額                    | △ 250,000円 |                      |            |
|          | 入居しないが、申込者または同居親族の<br>所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養) |    |        |                           | 差引所得金額     | 1,238,000円           |            |

◎裏面の住宅困窮状況申告書も忘れずにご記入ください。

13ページをご覧ください。

7ページの2をご覧ください。

7～13ページをご覧ください。

① 外側に折ってください(切りはなさないこと)

# 記入例

※単身でお申込みの方は該当する番号を1つだけ○で囲んでください。

単身者  
申込み資格  
6ページを  
ご覧ください

|       |                  |                  |                  |         |                   |          |                  |         |
|-------|------------------|------------------|------------------|---------|-------------------|----------|------------------|---------|
| 1     | 2-1              | 2-2              | 2-3              | 3-1     | 3-2               | 4        | 5                | 6       |
| 60歳以上 | 【一級～四級】<br>身体障害者 | 【一級～三級】<br>精神障害者 | 【二度～四度】<br>知的障害者 | 生活保護受給者 | 中国残留邦人支援<br>給付受給者 | 海外からの引揚者 | ハンセン病療養所<br>等入居者 | 単身DV被害者 |

※家族でお申込みの方は該当する番号を1つだけ選び○で囲んでください。

一般の方の場合  
優遇抽せん申込区分  
14～15ページを  
ご覧ください

| 家族でお申込みの方（優遇抽せんに該当しない方は一般に○をしてください） |       |                     |               |         |         |         |        |       |         |      |               |                    |
|-------------------------------------|-------|---------------------|---------------|---------|---------|---------|--------|-------|---------|------|---------------|--------------------|
| 一般                                  | 甲 優 遇 |                     |               |         |         |         | 乙 優 遇  |       |         |      |               |                    |
| 00                                  | 01    | 02                  | 03            | 04      | 05      | 06      | 11     | 12    | 13      | 14   | 15            | 16                 |
| 一般世帯                                | 準多子世帯 | および原爆被爆者<br>心身障害者世帯 | 世帯<br>公害病認定患者 | 難病患者等世帯 | DV被害者世帯 | 犯罪被害者世帯 | ひとり親世帯 | 高齢者世帯 | 心身障害者世帯 | 多子世帯 | 世帯<br>生活保護等受給 | 未就学児童が<br>2人以上いる世帯 |

★切手を忘れずにはってください。

- 所定の「封筒」に82円切手をはってください。
- 下の「はがき」2か所に62円切手をはってください。

62円切手を必ず  
はってください。  
切手のないものは  
返送できません。  
封筒にも82円切手  
を忘れずに！

① 外側に折ってください（切りはなさないこと）

郵便はがき

く必ず62円切手  
だ  
だ  
だ  
さ  
は  
は  
は  
つ  
つ  
つ  
て  
て  
て

1 5 3 0 0 5 1

郵便はがき

く必ず62円切手  
だ  
だ  
だ  
さ  
は  
は  
は  
つ  
つ  
つ  
て  
て  
て

1 5 3 0 0 5 1

③ 外側に折ってください（切りはなさないこと）

住 目黒区 上目黒 2-19-15  
上目黒アパート 102号室

氏 目 黒 太 郎 様  
名

〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館6F  
目黒区「公営住宅の窓口」  
電話 03-3715-1871

申込み部屋タイプを○で囲んでください（1枠のみ）

|            |       |          |      |
|------------|-------|----------|------|
| 部 屋<br>タイプ | A     | <b>B</b> | C    |
|            | 1人～2人 | 2人以上     | 3人以上 |

抽せん番号

住 目黒区 上目黒 2-19-15  
上目黒アパート 102号室

氏 目 黒 太 郎 様  
名

〒153-0051 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎別館6F  
目黒区「公営住宅の窓口」  
電話 03-3715-1871

申込み部屋タイプを○で囲んでください（1枠のみ）

|            |       |          |      |
|------------|-------|----------|------|
| 部 屋<br>タイプ | A     | <b>B</b> | C    |
|            | 1人～2人 | 2人以上     | 3人以上 |

抽せん番号

## 8 入居後のご注意

### 使用承継（名義人の変更）・同居について

区営住宅入居後、使用者（名義人）が退去する場合は、原則として同居人も退去し、住宅を返還していただきます。ただし、使用者の死亡や離婚による転出などやむを得ない事情があり基準を満たした場合は、配偶者（正式同居している場合に限る）にのみ使用承継ができます。

また、当初の入居者以外の方（出産、婚姻等を除く。）を同居させることはできません。

### 使用料の滞納について

使用料等の滞納をした場合は、明渡し請求の対象となります。

### 共益費・自治会費について

(1) 共益費とは、エレベーターの保守管理費として毎月区に支払っていただくものです。

(2) 自治会費とは、自治会（団地の居住者で組織する団体）として、廊下・庭などの共用部分の光熱水費や住戸内配水管の維持・清掃などを行うための費用等で、各自治会に支払っていただきます。

### 収入超過者 ……所得が入居基準を超えた方

収入超過者に認定されると、明渡しに努めなければならない義務があります。また、収入超過者の使用料は、収入超過期間に応じて、一定の割増率で加算されます。

### 高額所得者 ……所得が入居基準を超え高額所得の方

高額所得者に認定されると、区営住宅の明渡し請求の対象となります。

### ペットの飼育等の禁止について

区営住宅では、犬・猫等の動物やペットの持込みおよび飼育などはできません。敷地内でのエサやりも禁止です。

### 駐車場について

区営住宅には、原則として入居者専用の駐車場はありません。

### 緊急連絡先

区営住宅では、緊急連絡先の登録をしていただきます。

入居後は、区の条例や規則、規定に従い集合住宅での生活ルールを守っていただきます。